

花見会計事務所だより No. 89

早いもので、2023年も残りわずかとなりました。

今年10月1日からインボイス制度がついにスタートしました。今回は実際に制度のについてお問い合わせが多い点についてまとめました。

Q

消費税を計算するとき、1円未満の端数が生じますがどのように処理したらよいですか？

A

1つのインボイスにつき、消費税の計算は税率毎1回ずつというルールが定められています。個々の商品、取引ごと消費税額を計算することは認められておりません。端数の切り上げ・切る捨て・四捨五入の処理は事業者の任意で決めることができます。

Q

請求書にインボイス登録番号が記載されていますが、消費税額の記載がありません。インボイス事業者として取り扱ってよいですか？

A

インボイス事業者として取り扱いはできません。適格請求書として記載が求められている要件がありますので、すべての要件を満たしていることがルールとなります。そのため要件を全て満たすインボイスを再度発行していただくよう依頼をお願いします。

Q

振込手数料を差引いて支払われた場合はどのようになりますか？

A

売上対価の返還等として売り手から「適格返還請求書」()の発行をするか、手数料を差引いた金額で再度「適格請求書」を発行するかのどちらかになります。「適格返還請求書」とは、返品や値引きによる売上げの返還を行う際、売り手が買い手に対して交付する書類です。(1万円未満の返還等の場合発行は不要です。)

Q

請求書と領収書どちらにもインボイス登録番号が必要ですか？

A

発行する全ての書類で記載要件を満たしていれば良いので、どちらかかの記載で問題ありません。ただし、いくつかの書類で要件を満たす場合は、そのすべての書類を保管しなければなりません。

Q

どれだけ少額でもインボイスは必要になるでしょうか？

A

課税売上高が1億円以下(基準期間)の場合は1万円未満の取引については、全てインボイスとして取り扱いが可能です。たとえインボイスを選択していない取引先だとしても関係はありません。

上記でご紹介したのはごく1部の例です。実際に運用される中でご不明な点などあれば、ぜひ事務所スタッフにお声がけください。

【原山より一言】

急に冬らしい装いになってまいりました。これからより一層寒さが厳しくなると思います。インフルエンザ警報が県内調査開始以降、最も早く出されました。ご体調には十分注意し、良いお年をお迎えください。



花見会計事務所

TEL: 026-248-7500
MAIL: info@hanami-kaikai.jp
URL: http://hanami-kaikai.jp